

**一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に係る添付様式一覧 (R3.12~) 新規・更新**

<b>申 請 書</b>	<input type="checkbox"/> 第8号様式
1 事業概要を記載した書類	<input type="checkbox"/> 様式第一号の1~4 (P 1~6) <input type="checkbox"/> 積替え保管行為説明書・事前選別に関する説明書 (P 7~8)
事務所等へ立入り時に必要な書類	<input type="checkbox"/> 事務所及び事業場付近見取図 (P 9)
② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに該当施設の付近の見取図	<input type="checkbox"/> 収集運搬施設保管場所平面図・付近図 (P 10~11) <input type="checkbox"/> 積替え又は保管場所平面図・付近図 (P 12~13) <input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行う各一般廃棄物の最大保管数量及び保管面積の算出根拠を解すことができる立面図（寸法、計算式を含む）（ <b>任意様式</b> ） <input type="checkbox"/> 車両・船舶の写真 (P 14) <input type="checkbox"/> 収集運搬に供する容器 (P 15)
③ 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類	<input type="checkbox"/> 土地・建物登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し（ <b>省略不可</b> ） <input type="checkbox"/> 船舶検査証、船舶国籍証、傭船契約書の写し <input type="checkbox"/> 土地・建物・車両等使用承諾書 (P 16)
4 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	<b>【いずれか1つを提出】</b> <input type="checkbox"/> 知識及び技能等の有無について（ <b>新規申請用</b> ） <input type="checkbox"/> 知識チェックシート兼申立書（ <b>更新申請用</b> ）※最新版使用※
5 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	<input type="checkbox"/> 様式第五号 (P 17)
6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直前3年の各事業年度における次の書類 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書 <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書の写し（申告書のみで可） <input type="checkbox"/> 法人税及び法人市民税の納税証明書
7 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	<input type="checkbox"/> 様式第六号 (P 18) <input type="checkbox"/> 預貯金等の残高証明書 <input type="checkbox"/> 直前3年の所得税の確定申告書の写し（申告書のみで可） <input type="checkbox"/> 所得税及び市県民税の納税証明書
8 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の謄本 <input type="checkbox"/> 法人登記簿の謄本（ <b>履歴事項全部証明書</b> ）
9 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては国籍の記載された住民票の写しとする。）及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令でさだめたものに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（以下「住民票の写し等」という。）	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票（謄本又は抄本） <input type="checkbox"/> 外国人にあっては国籍の記載された住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書（ <b>東京法務局発行の後見登記等ファイル用、以下同じ</b> ）
10 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類	<input type="checkbox"/> 欠格条項に該当しない旨の申告書 (P 19)
11 申告者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票（謄本又は抄本） <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
12 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し等	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票（謄本又は抄本） <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書
13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し等若しくは登記簿の謄本	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票（謄本又は抄本） <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書
14 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し等	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票（謄本又は抄本） <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書

※網掛け部分は、写し可（窓口にて照合は必要）

## 一般廃棄物収集運搬業の許可申請にあたっての注意事項

(注意 1) 許可の更新時は、数字が丸囲みの添付書類（②及び③）は変更がない限り省略可能な場合もある。  
但し、直前の申請時等に省略されている場合は、提出して下さい。  
「自動車検査証の写し」については、省略不可。

(注意 2) 法人登記簿の謄本については、「履歴事項全部証明書」を提出して下さい。

(注意 3) 建物登記簿謄本は、収集運搬施設保管場所又は積替え又は保管場所が建物である場合のみ添付して下さい。事務所の建物登記簿謄本は必要ありません。

(注意 4) 添付書類の題名（名称）、備考欄等は変更（省略）しないで下さい。

(注意 5) 登記事項証明書等の証明書関係については、複写による提出が可能ですが、その場合は、原本照合を行いますので申請の際は必ず原本を持参してください。（3ヶ月以内のものに限る。）

(注意 6) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。

(注意 7) 法人税の納税証明書については、直前3年分の「納税証明書（その1・納税額等証明用）」を提出して下さい。

(注意 8) 申告所得税の納税証明書については、直前3年分の「納税証明書（その1・納税額等証明用）」を提出して下さい。

(注意 9) 法人市民税の納税証明書については、申請者（法人）の住所が佐世保市外である場合、添付の必要はありません。

(注意 10) 市県民税の納税証明書については、申請者（個人）の住所が佐世保市外である場合、添付の必要はありません。

(注意 11) 登記されていないことの証明書については、住所及び本籍ともに「住民票の写し」どおりに記載されたものを提出して下さい。（ハイフン等で省略しないで下さい。）

### 1. 申請書類等

- 申請書類等は、一覧表のとおりです。（様式は必要に応じてコピーしてご使用ください。）
- 記入例を参考に記載してください。

### 2. 申請手数料

- 申請手数料は13,700円です。現金でお釣りの無いようにご準備ください。

### 3. 申請場所

- 申請場所は、佐世保市環境センター2階（佐世保市稲荷町1番8号）廃棄物指導課です。

### 4. お願い

- 更新申請の場合は、必ず有効期間内に申請してください。申請前に来庁日及び時間をご連絡ください。  
なお、ご不明な点は下記にお尋ねください。

〒857-0851

佐世保市稲荷町1番8号

佐世保市環境部廃棄物指導課

電話 0956-20-0660

FAX 0956-34-4477